

令和2年2月26日

地域密着型サービス事業所 御中

大和郡山市介護福祉課
課長 芳田 匡史

運営推進会議の開催義務の免除について

地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議について、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、当面の間、延期または中止した場合においても、本市指定事業所においては運営基準違反とならない取扱いといたします。

- ・免除期間は本日より当面の間とし、本取扱い終了の際は改めて通知いたします。
- ・本取扱いにより、開催を延期または中止する場合は、出席予定者にその旨連絡するとともに、市へも別紙を参考にご一報ください。
- ・この取扱いは、事業所の判断で開催することを妨げるものではありません。その際は、感染防止に十分配慮したうえで開催してください。

●認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件について
本取扱いにより運営推進会議を開催しない場合の、認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件の一つである「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」については次のとおりです。

本年度(令和元年度)に運営推進会議を5回開催したうえで、第6回を開催する代わりに、第6回の議事について出席予定者に対し文書等で報告・意見照会を行い、その結果を記録している場合は、本年度6回開催したものとみなします。

介護福祉課介護給付係
電話 0743-53-1151
内線 514・515

令和 年 月 日

介護福祉課長 様

住 所
事業者名
代表者名

運営推進会議に関する届出

標記の件について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため地域密着型サービス事業所の運営推進会議は下記のとおり対応いたします。

事業所名	
開催予定日	令和 年 月 日 (延期・中止・書面開催)
参加予定構成員 (役職名等)	
担当者	
連絡先	